○大阪府公安委員会告示第四十九号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

大阪府公安委員会委員長　栗原　宏武

指定暴力団

平成二十三年五月十九日大阪府公安委員会告示第五十五号に係る指定番号六二一一―一の指定暴力団（八代目酒梅組）

変更前

一　名称　八代目酒梅組

二　代表する者の氏名　南　與一

三　代表する者の住所　大阪府泉南市新家一〇九一番地

変更後

一　名称　九代目酒梅組

二　代表する者の氏名　吉村三男

三　代表する者の住所　大阪府大阪市西成区山王二丁目六番七号

○福岡県公安委員会告示第九十四号

次の指定暴力団につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

福岡県公安委員会委員長　渋田　一典

指定暴力団

平成二十二年十二月十日福岡県公安委員会告示第三百四十三号に係る指定番号九〇一〇―二の指定暴力団（道仁会）

変更前

代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

変更後

代表する者の住所　福岡県久留米市上津町千九百七十二番地七

○福岡県公安委員会告示第九十九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

福岡県公安委員会委員長　渋田　一典

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

変更後

代表する者の住所　福岡県久留米市上津町千九百七十二番地七

○佐賀県公安委員会告示第二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

佐賀県公安委員会委員長　内田　健

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日佐賀県公安委員会告示第四号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

変更後

代表する者の住所　福岡県久留米市上津町千九百七十二番地七

○長崎県公安委員会告示第十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

長崎県公安委員会委員長　上田　惠三

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日長崎県公安委員会告示第四十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

変更後

代表する者の住所　福岡県久留米市上津町千九百七十二番地七

○熊本県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、公示事項の一部に変更があったので、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

熊本県公安委員会委員長　武藤　徳子

特定抗争指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日熊本県公安委員会告示第二十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（道仁会）

変更前

代表する者の住所　福岡県久留米市東櫛原町千三百三十一番地二

変更後

代表する者の住所　福岡県久留米市上津町千九百七十二番地七

国会事項

参議院

議案送付（予備審査）

五月一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案（前川清成外六名発議）

質問主意書提出

五月一日議員から次の質問主意書が提出された。

オスプレイの低空飛行訓練の法的根拠に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八八号）

ボーイング787型機のバッテリー事故の原因解明と根本的な事故対策及び拙速な運航再開計画の見直しの必要性に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八九号）

質問主意書転送

五月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

一般用医薬品販売の実態と改善に関する質問主意書（又市征治提出）（第八二号）

日本軍「慰安婦」問題の強制連行を示す文書に関する質問主意書（紙智子提出）（第八三号）

一九四五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第八四号）

武器輸出三原則等に関する再質問主意書（糸数慶子提出）（第八五号）

原子力艦による原子力災害への対策に関する質問主意書（井上哲士外一名提出）（第八六号）

北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する質問主意書（有田芳生提出）（第八七号）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は、四月二十八日ロシア国、サウジアラビア国、アラブ首長国連邦及びトルコ国へ出張のため出発した。

○総務大臣臨時代理

国務大臣　稲田　朋美

総務大臣新藤義孝海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○外務大臣臨時代理

同　菅　義偉

外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　稲田　朋美

内閣府特命担当大臣新藤義孝海外出張不在中内閣府特命担当大臣（地方分権改革担当）事務代理を命ずる（以上四月二十八日）

○文部科学大臣臨時代理

国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）

文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○経済産業大臣臨時代理

同　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する